

都市計画審議会議事の概要

平成16年1月30日(金)

館山市コミュニティセンター2階 第2学習室

出席委員数 13名(総数15名)

1 あいさつ 館山市長 辻田実

2 議案の付議

都市計画変更に係る館山市都市計画審議会の意見を聞くために、議案2件を付議しました。

3 議 事

(1) 館山都市計画ごみ焼却場の変更について

(2) 館山都市計画汚物処理場の変更について

【議事の概要】

(会長)

会議録の取り扱いについては、前回の会議でもお諮りし、ご確認をいただきましたが、今回も前回と同様に公開することといたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

異議なしということですので、議事録を公開するというところで取り扱うことといたします。それでは議案に入ります。議案として提出されております「館山都市計画ごみ焼却場の変更」及び「館山都市計画汚物処理場の変更」について説明をお願いいたします。

尚、関連する内容があることから、一括で説明し、それぞれの案件ごとに採決をいたしたいと思っておりますので、ご了解願います。それでは説明をお願いします。

(都市計画課長)

「館山市都市計画ごみ焼却場及び館山都市計画汚物処理場に係る縦覧結果についての報告書」について説明します。平成16年1月6日(火)から平成16年1月20日(火)まで縦覧した結果、縦覧件数0件、意見書の提出はありませんでした。次に、今回の都市計画変更に係るこれまでの経緯について報告します。

今回の都市計画変更については、昨年7月から変更のための手続きを進めてきており、これまで、素案作成や県との協議、計画案の縦覧を行い、昨年12月10日付で千葉県から原案協議について異議のない旨の回答書をいただいております。

今後のスケジュールとしては、本審議会終了後、都市計画法に基づく協議を千葉県と行い、

知事の同意を得た後，最終的に2月の上旬に都市計画の決定の告示をする予定です。

(環境保全課長)

議案を提案するまでの経緯及び議案の内容について説明します。

まず，現在の市の一般廃棄物処理の状況ですが，豊房の出野尾地区に「し尿処理施設」及び「ごみの焼却施設」が建設されており，隣接地に関連施設としてし尿の収集を行う館山市環境保全公社，ごみの収集を行う収集センターがそれぞれ建設されております。

し尿の収集・処理，及びごみの収集・処理の施設が一団の土地にあることから，効率的な運営がされております。今回，これらの処理施設に関しまして審議をお願いするものです。

議案の1号及び2号につきましては，関連する内容のため，一括して説明いたします。

また，説明に際しては，汚物処理場は衛生センター，ごみ焼却場は清掃センターとして説明します。

すでにご案内のとおり，現在館山・安房9市町村による合併協議が進められており，館山市では，この合併協議に併せ，庁内各課におきまして各事務事業の見直しを行ってまいりました。

環境保全課では，し尿処理体制の見直しをする中で，衛生センターの都市計画決定した区域へ館山市環境保全公社の敷地を編入することについて検討をいたしました。

現在の衛生センターは，面積2.2ヘクタールで，昭和54年8月7日に都市計画決定され，工事は，昭和54年度から昭和56年度に実施し，昭和57年4月1日から供用を開始したものです。

衛生センターの建設に当たっては，処理施設と併せ収集のための施設を取り込んで計画するのが一般的となっております。これは，処理と収集は一体不可分の関係にあるからであり，施設を計画する際の手引き書等では，必要施設内容として処理施設，管理施設，付属施設(清掃事務所や車庫のほか，倉庫，洗車場，職員住宅等)を必要に応じて設定することとなっております。

当時，館山市環境保全公社は，現在の位置とは別の藤原地区にあり，すでに収集業務を実施していたことから，新たに建設する施設の計画に含めなかったものと思われれます。

なお，館山市環境保全公社が現在の位置に建設されたのは，昭和58年4月で，衛生センターが建設され供用開始した後です。

今回の見直しでは，収集業務は，衛生センターの機能と一体不可分の関係であることから，館山市環境保全公社を都市計画施設の区域に含めることによって，処理及び収集を一本化したし尿処理体制の確立を図ろうと考えたものです。

また，衛生センターの区域の検討とあわせ，隣接する清掃センターや周辺市有地全体の土地利用についても見直しをしたところ，清掃センターの立地している位置に齟齬が生じていることが判明したため，清掃センターの区域についても変更しようとするものです。

以上が，今回の提案に至るまでの経緯です。次に議案の内容について説明いたします。

今回の変更につきましては，変更図書の内容で，すでに千葉県と変更内容の事前協議をしておりまして，基本的に異議ない旨の文書をいただいております。

県との事前協議を行う中で，清掃センターの区域変更を行い，それに伴って衛生センターの区域を変更するという事で合意をいただいたもので，議案第1号は清掃センターについ

て、議案第2号は衛生センターの区域の見直しとなっております。

まず、清掃センターの変更理由について説明します。面積は2.5ヘクタールで変更前と変わりません。変更理由の記述は、当初都市計画決定した内容と比較して、今回の変更でどのように変わるかを記述する必要があるということで、このような記述となっております。

道路の線形について「道路の線形が悪く搬出入に支障があり」とありますが、都市計画決定した時点での道路線形は、現況と異なり、クランク(かぎ型)となっております。当時、地形図には道路として表示されておりますが、舗装もされておらず、造成のために一時的に使われた道路であったと思われます。このため、現況の道路形態に基づきこのような表記となったものです。

また、「集落に与える視覚的な影響への配慮」とありますが、施設の性格上、近隣に与える視覚的な影響等を極力抑えるという配慮から、このような表記となったものです。

さらに、今回の変更により、「施設相互の連携による経費の節減や効率的な管理運営を図るため、本施設の区域の見直しを図る」としました。

以上の理由により、区域の見直しを図るものです。

次に、衛生センターの変更理由については、「今回、ごみ焼却場の区域を変更するにあたり、本施設とごみ焼却場との相互連携による効率的な運営を図るため、併せて本施設の区域の見直しを図る」としました。

面積は、2.2ヘクタールで変更前と変わりません。

以上、提案までの経緯と議案の内容について説明いたしました。よろしくご審議お願いします。

(会長)

ただいま議案(1)及び(2)についての説明がありました。これにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(委員)

用地は、借地ですか？市有地ですか？

(環境保全課長)

すべて市有地です。

(委員)

道路を挟んで出野尾寄り。余熱を利用した温泉施設か何かあるのですか？

(環境保全課長)

老人福祉センターです。清掃センターの余熱を使つての温水を使つての施設です。

(委員)

真倉から上がってきたて鋭角に道路がなっているが、その道路の南側に施設があるね。温

泉施設の反対側に、あれは何ですか？

(環境保全課長)

し尿処理場とごみの処理場，いわゆる環境施設センター，あとは先ほどの老人福祉センターです。

(委員)

広大な面積だよね。

(委員)

今回の審議に関しては，いわゆる都市計画の施設区域の変更のみの審議であって，施設部分の審議ではないということによろしいですか。

(環境保全課長)

はい。

(会長)

その他にございますか。

(委員)

サッカー場がありましたよね。たしかこの施設の前にサッカー場があったような気がしたのですが。

(環境保全課長)

多目的運動場ですか？配置図には載ってませんが写真では区域の東側になります。

(委員)

議長。施設の区域の変更ということでございますので異議ございません。

(会長)

ただいま，委員さんから“特に異議ございません”という発言がございました。他に意見はございませんか？

外に意見がないようでございますので審議はこれで終了させていただきます。

それでは議案1の「館山都市計画ごみ焼却場の変更」について，承認することによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

異議なしということですので、原案どおり承認いたします。次に、議案の(2)の「館山都市計画汚物処理場の変更」について、承認することよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

異議なしということですので、原案どおり承認いたします。

予定されておりました議事については終了いたしました。これで館山市都市計画審議会の全ての議事を終了します。